

中期戦略プランを踏まえ、当支部における「支部健康づくり戦略」の構成及び主な取組は以下の通りです。

福島支部健康づくり戦略

I) 戦略目標

- ・ 加入者一人ひとりが自身の健康に関心を持つとともに、自己の健康管理を主体的に行い、生活習慣が改善している健康状態の実現を図ります。
- ・ 働き世代が1日の中で最も長い時間を過ごす職場での健康づくりを進めるため、健康経営を推進し、個人および事業所を取り巻く健康づくり環境の質の向上およびヘルスリテラシーの向上を図ります。

II) 戦略概要

- ・ けんぽアプリを中心とするけんぽDXを実現させ、加入者と直接つながる環境を整備します。そして、一人ひとりの状況や環境に寄り添い、より個人に合わせたサービスを提供することで、加入者の行動変容を促すとともに、健康経営の推進を図り、加入者・事業主双方への働きかけを強化することで健康づくりを総合的に推進します。
また、保健事業の基盤となる健診、特定保健指導、重症化予防の取組に加え、協会が保有する医療や健診、給付等のデータ分析を進め、地域・職域の特性を踏まえたポピュレーションアプローチ（集団全体に働きかけることで、全体の健康水準を向上させる手法）に積極的に取り組み、福島県における「第三次健康ふくしま21計画」の実現に向けて、関係機関・団体との連携を強化し、地域・職域が一体となった健康づくりを推進します。

Ⅲ）３年間の主な取組

《健康の保持・増進》

〔個人の特性に応じた支援〕

- ・ 運輸業や建設業をはじめとする健康課題が多い業態の業界団体に対し、会員の環境に応じた健診情報の周知広報や健診および特定保健指導、重症化予防に対する医療機関への受診勧奨について、訪問等による協力依頼を行う。
- ・ 健康課題の多い地域については、中長期的な取り組みが必要であることから、福島県や市町村の健康増進計画を踏まえ、関係団体と連携しながら、情報提供や普及啓発を実施し、個人や事業所の支援を推進する。
- ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費、健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討のうえ実施する。
- ・ 禁煙対策として、宣言事業所に対する取り組み支援である出前講座のなかで、喫煙対策以外の出前講座を利用する場合でも、冒頭に喫煙を中心とした福島県の健康課題に関する意識啓発を実施する。

〔健康経営の推進〕

- ・ 宣言事業所に対する取り組み支援として、関係団体と連携したセミナー講師派遣を行うことに加え、加入者の健康意識の向上、意識醸成を目的として出前講座の提供、支部で保有する健康づくりに関するDVDの貸出を行う。また、健康づくりに積極的な事業所の取組内容を掲載した広報物を配布し職場の健康づくりの底上げを図る。
- ・ 福島県の「ふくしま健康経営優良事業所」及び経済産業省の「健康経営優良法人」の認定を目指す宣言事業所に対し取り組み支援を行う。
- ・ 宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、事業主が自社の健康課題を把握し、事業主及び従業員の健康意識の向上、意識醸成を図る。また、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員委嘱事業所への勧奨により宣言事業所数の増加を図る。
- ・ 福島県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報を通じた認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及を図る。
- ・ メンタルヘルス対策や健康づくり、重症化予防等について、産業保健総合支援センター等と連携し、事業主を巻き込んだ啓発セミナーや出前講座等の取組を積極的に実施する。
- ・ 宣言事業所のプラン策定前の保健師訪問および基本モデル未達成事業所への働きかけ等を通じて質の確保と、数の拡大との両天秤で取り組みを継続していく。

〔健診の拡充〕

- ・生活習慣病予防健診実施機関の少ない県南・相双・会津地域等において、生活習慣病予防健診の集合型バス健診を実施し、更なる健診機会を提供する。
- ・従業員への健診案内が届きにくい小規模事業所を対象に、生活習慣病予防健診案内を事業所あてでなく個人あてに個別に送付する。
- ・福島県と労働局との三者連名文書による事業者健診データの取得勧奨を外部委託業者で実施するとともに、契約健診機関からのデータ提供状況の進捗管理を確実にを行い、データ取得率の向上を図る。
- ・健診受診率が低い大・中規模事業所に対し、訪問や電話等で事業者健診データの取得勧奨や生活習慣病予防健診への切り替え勧奨を行う。
- ・被扶養者を対象とし、公民館や商業施設等で支部独自健診を実施する。また、加入者の興味を引く「オプション健診」を付加することで受診率の向上を図る。
- ・生活習慣病予防健診や人間ドック健診の実施機関の拡充に向け、健診機関へ訪問等による協力依頼を行う。

[特定保健指導の量・質の向上]

- ・生活習慣病予防健診と併せて特定保健指導を実施できる機関との新規契約を進める。
- ・健診と併せた特定保健指導実施を事業所向けに周知する広報物を作成し、当日保健指導の利用促進を図る。
- ・特定保健指導実施機関を集めた会議を開催し、初回面談数の増加及び保健指導の質の向上を促す。
- ・健診機関における特定保健指導の課題解決を行い、提出状況の進捗管理の徹底を図る。
- ・Web会議システムを活用した遠隔による特定保健指導の実施や、専門機関と連携し、夜間や休日などの実施体制を整備することにより、対象者の利便性の向上を図る。
- ・被扶養者を対象とした支部独自健診会場において、健診当日の特定保健指導を健診機関において着実に実施する。
- ・支部近隣に在住する被扶養者に対し、支部窓口で行う特定保健指導を対象者の希望日時で幅広く実施する。

〔重症化予防の拡充〕

- ・ 外部委託業者を活用し一次勧奨及び二次勧奨対象者に対して、検査数値とリスク及び受診の必要性ととるべき行動が記載された勧奨文書を送付する。また、二次勧奨対象者に対して、電話にて受診勧奨及び受診状況の確認を実施する。
- ・ 健診結果に同封できる受診勧奨チラシを作成し、健診実施機関での活用により早期受診に繋げる。
- ・ 医療機関への受診や保健指導が必要な者に対し、事業所担当者が対象者に対する説明時に活用できる広報資材を作成し健康宣言事業所を中心に展開する。
- ・ 高血糖で内服している糖尿病性腎症の可能性のある者に対し、主治医と連携し保健指導を実施する。
- ・ 福島労働局と連携し、事業主に対して重症化予防対策（未治療者への受診勧奨および特定保健指導の実施）協力依頼の連名文書を送付する。

〔ヘルスリテラシーの向上〕

- ・けんぽアプリやLINE、メールマガジン、ホームページ等により、分かりやすく親しみやすい内容での健康情報とタイムリーな健診情報等の配信で、健康意識及び受診意欲の向上を図る。また、各種広報や関係機関への依頼等により利用者数の増加を図る。
- ・適正な健康保険給付申請の届出、医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るため広く加入者への積極的な広報の実施に努める。
- ・各種広告メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。
- ・協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。
- ・健康についての理解促進を図るために小学校において健康教室等を開催する。
- ・加入者、事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、健康保険事業、協会けんぽの財政状況、健康づくり等について関係団体（年金事務所等）と連携し、講習会や広報を行う。
- ・健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。

《良質かつ効率的な医療の推進》

[医療提供体制の確保・充実に向けた取組]

- ・ 関係団体や各種会議等において医療費データ等を活用した効果的な意見発信を行う。
- ・ 関係機関と連携した調査分析の実施を行う。

[医療費の適正化]

- ・ 個別の医療機関、調剤薬局に対してジェネリック医薬品「見える化ツール」を活用し、効果的なアプローチを行う。
- ・ バイオシミラー（バイオ後発品）の使用促進について、国の方針（※）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。（※）2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするを目指す。
- ・ 地域フォーミュラリの導入、運用に向けて、データ分析や地域の取組状況に関する情報提供等、地域の医療関係者と連携を図る。
- ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診、はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知、啓発を図る。